

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田誠希

新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)新生銀行は、2021年10月13日現在の同社株主に対して、同社新株予約権を無償で割当てることとしておりますが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）およびPTS運営業者と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

また、当該権利処理において注意事項（別紙参照）がございますので、権利入札担当者および引受・落札を希望されるお客様に対してご周知いただきますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 銘柄および割当日等 ^(注1)

【東京証券取引所市場およびPTS分】

銘柄 (コード)	売買単位	割当日	新株予約権の割当	行使価額	最低引受株数 (親株ベース)
(株)新生銀行 (8303) ^(注2)	100株	10月13日(水)	(株)新生銀行 株式1株につき 新株予約権1個 ^(注2)	1株につき1円	100株

(注) 1. 新株予約権の詳細内容につきましては、(株)新生銀行発表の各資料に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

2. 引受申込においては(株)新生銀行株式の銘柄コード(8303)を使用し、権利入札申込においては(株)新生銀行甲種新株予約権の当社指定コード(83034)を使用してください。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株引受申込み 10月11日(月)午後4時より
日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようにお申込み下さい。
3. 入札の場合の発表日時 10月12日(火)午前8時30分
入札個数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証 Target 内日証金サイトによりご案内いたします。なお、買入札となりました場合には、同日午前10時過ぎに発表いたします。
4. 入札日時および方法 10月12日(火) 午前11時30分～午前12時(時間厳守)
日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面から、取引所区分「東証」でお申込み下さい。
5. 入札の申込み個数 新株予約権100個
新株予約権100個(日証金ネットの画面上は100株)の整数倍でお申込み下さい。
6. 入札値段の申込み単位 10銭
7. 入札値段の取扱いについて
権利入札対象の新株予約権は取引所に上場しない予定であることなどから、入札日午前立会における普通株式の最終価格から普通株式1株を取得するための行使価額を控除した価格の上下一定の範囲内(最終価格の上下7%の範囲内)(2005年12月9日社発第T-765号)の値段による入札を採用する取扱いは適用しないことといたします。ただし、東証およびPTS運営者と協議のうえ、不相当と認められる価格による入札については除外することがあります。
8. 入札によって全個消化できなかった場合の特別な取扱いについて
上記4.による入札後の不足個数については、再入札を行います(再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。)。再入札でも全個消化しない場合には、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」第2項に定める算式により権利処理価額を算出することとし、この場合、未処分部分については、落札総代金には含めませんが、落札個数には含めることとします。
なお、本項の取扱いになる場合、権利処理価額の発表時間が大幅に遅延いたしますので、予めご了承ください。
9. 新株予約権の引受・落札代金払込日 10月14日(木)
10. 新株予約権の行使価額の払込日
引受・落札者は、当社所定の申込書に添えて、新株予約権の引受・落札個数に対する行使価額を新株予約権の行使期間最初の営業日に当社へお支払いください。当社は、引受・落札者からの入金確認後申込取扱場所である所定の金融機関に払込みます。
11. 貸借値段に係る取扱い
当該銘柄について、権利落日となる10月12日(火)に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

【注意事項】

(1) 引受および入札参加者の除外について

(株)新生銀行（以下「同社」という。）が2021年9月17日に開示した「SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」に定義される「非適格者」（以下、単に「非適格者」という。）に該当する場合、引受および入札には参加できません。

「非適格者」に該当する者が引受および入札に参加した場合、当社による新株予約権の権利行使が同社に認められないこと等により権利処理に関する手続きに重大な支障をきたすこととなります。つきましては、貸借取引の公正な運営に資する観点から、ご協力賜りますようお願いいたします。

<貸借取引参加者が自己分として引受および入札する場合>

貴社が「非適格者」に該当しないことをご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

<貸借取引参加者が顧客からの申込みを受けて顧客分として引受および入札する場合>

申込みを受けた顧客が「非適格者」に該当しないことをご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

(2) 新株式の引渡し方法

本新株予約権の譲渡は取締役会の承認が必要であること、新株予約権証券が発行されないことから、当社に割当てられた新株予約権については、当社が一括して権利行使を行い、これに伴い当社に交付される新株式を、次の①および②のとおり、引受・落札証券会社へ速やかに引き渡すことといたします。

- ①当社は、新株予約権の行使期間最初の営業日に、新株予約権の行使請求受付場所に行使請求書を提出し、新株予約権の行使に際して必要とされる金額を指定の口座に払い込み、新株式の交付を受けます。
- ②当社は、新株式の交付を受けた後、引受・落札証券会社に対して引受・落札新株予約権に応じた新株式を速やかにお引き渡しいたします。

(3) 権利処理を中止する可能性について

10月12日（火）の権利処理価額発表前までに、次のいずれかの状況となった場合においては、本通知にかかる権利処理を行わないことといたします。

- ①同社が新株予約権の無償割当てを中止した場合
- ②当社が同社から、「非適格者」に該当すると判断された場合または「非適格者」に該当しないとの回答が得られる見込みが立たなかった場合。

(4) 当社による新株予約権の取得について

①当社は

「(a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の甲種新株予約権者からの取得）」

当行は、甲種新株予約権の無償株主割当ての効力発生日以後の日で当行取締役会が定める日において、未行使の甲種新株予約権で、非適格者に該当しない者が保有するものについて、

取得に係る甲種新株予約権の数に、甲種新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当行株式を対価として取得します（1 株未満の端数は切り捨てられます。）。 」としており、かかる場合には、当社は引受・落札証券会社に対して新株式の交付を受けた後速やかにお引き渡しいたします。なお、この場合においては、上記 10. の金銭の支払いは生じないこととなります。

②同社は

「(c) 対抗措置の一部の暫定的な発動を撤回する場合（全甲種新株予約権者からの無償取得）

当行は、甲種新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当行が甲種新株予約権を取得することが適切であると当行取締役会が認める場合には、当行取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての甲種新株予約権を無償で取得することができるものとします。大量買付者が大量買付行為一時停止要請に従わなかったことにより、当行が対抗措置の一部の暫定的発動として甲種新株予約権の無償株主割当を先行して実施していた場合で、株主意思確認総会により対抗措置の発動に関する議案が承認されなかったときは、当行は全ての甲種新株予約権を無償で取得するものとします。」としており、かかる場合には、引受・落札証券会社に対して新株式の引渡しは行われません。

(5) 引受申込株数および入札申込個数について

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は発表されておらず、引受申込みおよび入札の申込みによって取得した新株予約権の個数によっては割当てられる新株式に、1 株未満の端数や、1 単元に満たない株式が生じる場合があります。この場合、1 株未満の端数については切り捨てて計算し、引き渡しは行いませんのであらかじめご了承ください。

(6) その他の注意事項について

権利処理価額発表後に同社による新株予約権無償割当てが中止された場合や上記(4)②にある新株予約権の無償取得が行われた場合等においても、本権利処理を無効にすることはございません。

以 上